

## 一般社団法人 長崎市薬剤師会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎市薬剤師会定款（以下「定款」という。）第7条に規定する会費等の種別及び額について必要な事項を定めるものとする。尚、徴収方法については別途定める。

### (入会金)

第2条 本会に入会しようとする正会員は、入会金を納入しなければならない。

### (会費の種別)

第3条 本会会員の会費は、正会員会費、賛助会員会費、特別会員会費とし、年度を単位として徴収する。

2 第1項に定めるもののほか、次の第4条により学校薬剤師部会費を別途徴収する。

3 名誉会員は会費を要しない。

### (学校薬剤師部会費)

第4条 学校薬剤師部会に入会する会員は、学校薬剤師部会費を徴収する。

### (入会金及び会費の額と会費の納期)

第5条 入会金及び各会費の額と会費の納期は、総会の議決により定める。

### (入会の時期による会費の取扱い)

第6条 新たに入会する会員で、4月1日より9月30日までに入会した場合はその年度の年会費の全額を徴収し、10月1日以降に入会した場合はその2分の1額を徴収する。

### (会員資格喪失の場合の入会金及び会費の取扱い)

第7条 定款第11条第2項により、会員が本会を退会またはその資格を喪失しても、既納した入会金及び会費は返還しない。但し、「会員規約」第3条第2項により、入会を否認された者はこの限りでない。

### (督促)

第8条 納付期日を超えても納入されない場合は、期限を付して催告する。

2 納付期限からの延期期間については、理事会で定めるところにより延滞割増金を徴収することができる。

### (会員資格の喪失)

第9条 督促通知にもかかわらず、会費の納入を1年間以上滞納した場合、定款第10条第1項により会員資格を喪失する。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て総会の決議により行う。

(附則)

1. この規程で定めるもののほか、この規程の運用に関する必要な事項は理事会で定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。
3. この規程を一部改定して、平成 25 年 5 月 28 日より施行する。